

別表第2—2

建物の附属物たる共用部分の区分(第8条関係)

区 分	部 位
全 体 共 用 部 分 等	避雷針、各種配線設備、各種配管設備、散水栓、消防設備、テレビ共聴施設その他事務所一部共用部分に属さない建物の附属物
事 務 所 一 部 共 用 部 分 等	事務所用受水槽設備、高置水槽設備、事務所用給水ポンプ、事務所用電気設備、エレベーター設備、事務所用ガス設備、事務所一部共用部分の共用灯設備、掲示板、事務所用集合郵便受箱